

埼玉県警察本部庁舎再整備検討支援業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領

埼玉県警察本部庁舎再整備検討支援業務委託に関する公募型プロポーザルの実施については、この実施要領に定めるとおりとする。

1 委託業務の内容

「埼玉県警察本部庁舎再整備検討支援業務委託特記仕様書」のとおりとする。

2 委託期間

令和8年7月1日から令和10年3月31日まで

3 契約限度額

77,000千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

うち令和8年度分は11,000千円、令和9年度分は66,000千円を上限とする。

4 参加資格

企画提案書を提出することのできる者は、(1)～(9)までに掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- (3) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (6) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。
- (7) 契約の締結日にかかわらず平成26年4月以降公示日までの間に、国、都道府県、政令市若しくは市町村庁舎等の公共施設に関して、在り方検討若しくは基本構想等の策定及び民間活力導入可能性調査に関する業務を元請けとして履行した実績を有する者であること。
- (8) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示747号）に基づく令和7・8年度の物品等競争入札参加資格者名簿に、登録業種区分が「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のA等級として格付けされた者のうち、営業品目（小分類）が「集計・調査、企画研究、計画策定業務」に登録された者であること。
- (9) 本プロポーザルに複数の企業で参加する場合は、次に掲げる全ての要件を満たしていること。
 - ア 全ての構成員が前記(1)から(6)の要件を満たしていること。
 - イ 代表構成員が前記(7)及び(8)の要件を満たしていること。

ウ 各構成員は、他の構成員として又は単独で本プロポーザルに参加していないこと。

5 スケジュール

内 容	日 程
プロポーザル公示	令和8年4月28日（火）
質問受付期間	令和8年4月28日（火）～同年5月11日（月）正午まで
質問への回答	令和8年5月14日（木）午後5時までに回答
プロポーザル参加申込書提出期限	令和8年5月15日（金）午後5時（必着）
企画提案書等提出期限 対象「8 企画提案書等の提出」(1)参照	令和8年5月21日（木）午後5時（必着）
プレゼンテーション審査	令和8年5月28日（木）、5月29日（金）、6月1日（月） のいずれかの日
契約先候補者の決定・契約締結	令和8年6月15日（月）

6 質問事項の受付及び回答

本件について質問を次のとおり受け付ける。

(1) 質問方法

様式第1号「埼玉県警察本部庁舎再整備検討支援業務委託に関する公募型プロポーザルについての質問票」に記入の上、原則として電子データを電子メールで提出すること。ただし、電子メールでの提出ができない場合には、持参又は郵送とする。

※ 電子メールの場合の件名は以下のとおりとする。なお、メールが着信していることを電話で確認すること。

※ 電子メール件名

「(法人名) 埼玉県警察本部庁舎再整備検討支援業務委託に関する質問」

(2) 提出先

埼玉県警察本部総務部財務局施設課庁舎整備係（県庁第二庁舎6階）

住所：〒330-8533 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話：048-832-0110（内線：2288）

電子メール：p50a05k@pref.saitama.lg.jp

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問者に電子メールにより通知するとともに、質問を行った法人名等を伏せた上で、県警ホームページにて公表する。なお、電話等による質問には簡易なものを除いて応じない。

(4) 受付期限等

受付期限：公募開始日～令和8年5月11日（月）正午まで

回答送付：令和8年5月14日（木）午後5時まで

7 プロポーザル参加申込書の提出

本プロポーザルに参加を希望する場合は、様式第2号「埼玉県警察本部庁舎再整備検討支援業務委託に関する公募型プロポーザル参加申込書」を提出する。

(1) 提出方法

原則として電子データを電子メールで提出すること。ただし、電子メールでの提出ができない場合には、持参又は郵送とする。

※ 電子メールの場合の件名は以下のとおりとする。なお、メールが着信していることを電話で確認すること。

※ 電子メール件名

「(法人名) 埼玉県警察本部庁舎再整備検討支援業務委託に関する公募型プロポーザル参加申込み」

(2) 提出先

埼玉県警察本部総務部財務局施設課庁舎整備係（県庁第二庁舎 6 階）

住所：〒330-8533 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

電話：048-832-0110（内線：2288）

電子メール：p50a05k@pref.saitama.lg.jp

(3) 提出期限

令和 8 年 5 月 15 日（金）午後 5 時必着

持参の場合は、平日午前 9 時から午後 5 時まで

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

企画提案に当たっては、以下の書類を提出すること。

No.	提出書類	提出部数
1	【埼玉県警察本部庁舎再整備検討支援業務委託に関する企画提案書】 企画提案書の作成等については、「企画提案書作成要領」を参照すること。	正本 1 部
2	【見積書】 見積金額については、令和 8・9 年度の 2 か年に分け、提案内容を実現するために必要な全ての費用を積算し、記載すること。 また、埼玉県警察本部庁舎再整備検討支援業務委託仕様書中の「5 業務内容」を参考に可能な限り詳細な経費内訳を記載すること。	正本 1 部
3	【法人の概要が分かるもの（会社案内、パンフレット等）】 複数の企業により参加する場合は、全ての構成員が提出すること。	各 8 部
4	【類似業務実績調書（様式第 3 号）】 調書作成に際して、本実施要領中の「4 参加資格」の（7）に係る「平成 26 年 4 月以降公示日までの間に、国、都道府県、政令市若しくは市町村の庁舎等について、在り方検討若しくは基本構想等の策定及び民間活力導入可能性調査に関する業務を元請けとして履行した実績が確認できる書類（契約書及び業務完了報告書の写し）」を添付すること。	各 1 部
5	【本実施要領中の「4 参加資格」を満たしている旨の誓約書（様式第 4 号）】 複数の企業により参加する場合は、すべての構成員が提出すること。	1 部
6	【複数の企業により参加する場合のみ】 ・ 構成員一覧表（様式第 5 号）及び委任状（様式第 6 号） ・ 共同企業体協定書（様式任意）	各 1 部

7	【法人の定款の写し及び履歴事項証明書（商業登記簿謄本）の原本】 ・提出日から遡って3か月以内に取得したもの ・複数の企業により参加する場合は、すべての構成員が提出すること。	各1部
8	【法人税、法人（都道府）県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書の原本】 ・法人税、消費税及び地方消費税は、税務署発行の納税証明書（その3の3）を提出すること。 ・複数の企業により参加する場合は、すべての構成員が提出すること。	各1部

(2) 提出方法等

ア 提出方法

原則として電子データを電子メールで提出すること。ただし、電子メールでの提出ができない場合には、持参又は郵送とする。

※ 電子メールの場合の件名は以下のとおりとする。なお、メールが着信していることを電話で確認すること。

※ 電子メール件名

「(法人名) 埼玉県警察本部庁舎再整備検討支援業務委託に関する公募型プロポーザル企画提案書等」

イ 提出期限

令和8年5月21日（木）午後5時（必着）

ウ 提出先

〒330-8533 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県警察本部総務部財務局施設課庁舎整備係（県庁第二庁舎6階）

電話：048-832-0110（内線：2288）

FAX：048-825-7125

Eメール：p50a05k@pref.saitama.lg.jp

（※メール容量は14メガバイトまでとし、それ以上になる場合は要相談。）

エ その他

(ア) 企画提案書等の提出は、1者につき1提案に限る。

(イ) 企画提案書等の提出後はその内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

(ウ) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づき公文書開示請求がなされた場合はこの限りではない。

(エ) 企画提案書等の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

9 契約先候補者の審査方法

(1) 審査方法

委託先の選定に当たっては、警察本部内において設置する審査委員会（以下「審査委員会」という。）が以下の方法で提案内容を総合的に審査し、最も点数の高かった提案者を契約先候補者（以下、「候補者」という。）として選定する。

なお、最高点が同点で2者以上ある場合は、委託料金が低い者を候補者として選定する。

ただし、その者が著しく社会的信用を損なう等により、本業務を委託するにふさわしくないと認められるときは、次順位の者を候補者として選定する。

なお、企画提案書等を提出した者が1者のときは、審査委員会が提案内容を総合的に審査し、本事業の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を候補者として選定する。

審査の結果、評価点が最高点の者を契約候補事業者とする。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、原則として提案金額の安価な提案事業者を契約候補事業者とする。

(2) プレゼンテーション審査

ア 開催日時・場所

令和8年5月28日（木）、5月29日（金）及び6月1日（月）のいずれかの日
埼玉県警察本部周辺を予定

※ 参加者に対して実施日、開始時間、会場等を電話又は電子メールで連絡する。

イ プレゼンテーション等の時間

1者当たりプレゼンテーション時間は20分以内、質疑は10分程度とする。

ウ 出席者

1者につき5名以内、主たる説明者は本業務を実施する際の統括責任予定者とする。なお、正当な理由なく参加しなかった者の提案は無効とする。

エ その他

- ・プレゼンテーションの内容は、提出された企画提案書等に基づくもののみを説明すること。
- ・パソコンの持込みも可能とする。

(3) 審査項目・配点

審査項目、配点は次のとおりとする。

審査項目・内容	配点
1. 実施体制	
類似業務の受託実績	5
業務の実施体制	10
スケジュールの実効性	10
2. 企画提案内容	
警察庁舎に導入することを想定している事項に関する検討	30
警察本部庁舎の執務機能、特殊機能及び性能等の在り方の検討	20
その他独自提案事項	10
3. 見積額	15

(4) 審査結果の通知

審査結果は、プレゼンテーション審査参加者全員に対して、令和8年6月中旬以降に電子メールで通知する。

10 契約の相手方の決定方法

県（警察本部）は、候補者と業務履行に必要な具体的な協議を行い、協議が整った場合は、候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。

なお、見積額については、正当な理由があると県（警察本部）が認める場合を除き、企画提案時からの増額は認めない。

また、候補者の辞退や協議が調わない場合及び当該候補者が業務委託契約を締結するまでの間に、前記4に定める条件に該当しなくなった場合（4(8)については、令和7・8年度物品等競争入札参加資格者名簿により確認する。）は、当該候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、総合点が二番目に高かった者を新たに候補者とし、改めて協議を行う。新たな候補者が辞退等した場合は、次に総合点が高かった者を新たに候補者とし、協議を行う。

なお、契約締結までの間に埼玉県に於ける入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けた場合には、契約しないことがある。

11 企画提案書等の情報公開

県民等からの情報公開の請求に応じて契約の相手方となる企画提案書等の情報公開を行う場合がある。

12 その他留意事項

(1) 提案の失格、無効

次の各号のいずれかに該当する申込みは無効とする。

ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの

イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの

ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの

エ 指定する提出期限を超えて提出したもの

オ 「8 企画提案書等の提出」に示す提出書類がないもの

カ 提出書類に虚偽の記載があった場合

キ 審査において虚偽の説明を行った場合

ク 審査の公平性を害する行為を行った場合

ケ 委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの

コ その他、著しく信義に反する行為等があった場合

(2) 公募型プロポーザルの停止、中止及び取消し

緊急やむを得ない理由等により、公募型プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、公募型プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において公募型プロポーザルに要した費用を埼玉県に請求することはできない。

(3) その他

ア 契約の相手方は、この契約の締結と同時に契約金額の100分の1以上を乗じた額を契約保証金として納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 本プロポーザルに係る一連の手續及び契約等に関する手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

13 問い合わせ先

埼玉県警察本部総務部財務局施設課庁舎整備係

担当者 北村

電話：048-832-0110（内線：2288）

FAX：048-825-7125

Eメール：p50a05k@pref.saitama.lg.jp